

新型コロナウイルス感染者周辺検査事業について

1 事業概要

幼稚園・保育所、学校及び高齢者施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合等において、保健所長が濃厚接触者として特定した者以外で、当該感染者と接触した疑いがあるものを対象にした唾液を用いたPCR検査を市が無償で実施する。

2 事業の目的

保健所が行う疫学調査に基づく検査を補完することにより、施設等内での感染拡大防止の徹底及び市民の不安解消に寄与する。

3 対象施設

- (1) 幼稚園・保育所、認定こども園、発達支援事業所等
- (2) 小・中学校、放課後児童クラブ、高等学校、高等専修学校、大学等
- (3) 介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、障害者支援施設、障害者グループホーム、その他介護保険適用施設並びに介護保険法、障害者総合支援法及び児童福祉法における通所系サービス提供施設

4 対象者の要件

対象施設で新型コロナウイルス感染者が発生した場合で、以下の全てに該当する者

- (1) 無症状である
- (2) 保健所の調査で濃厚接触者に特定されていない
- (3) 感染者と発症2日前以降に接触した疑いがある
- (4) 市が実施する他のPCR検査事業の対象とならない

ただし、65歳以上の者及び基礎疾患を有する者については、対象施設以外で感染者が発生した場合も対象とする。

なお、施設等の所在地が市内の場合は、市民以外も対象とする。

5 実施期間

令和3年2月3日（水）～3月31日（水） *令和3年度も継続実施予定

6 市民への周知方法

- ・市関係課（保育支援課、学校教育課等）を通じて施設等へ周知
- ・市ホームページ、公式LINE等
- ・市における電話相談時案内
- ・保健所業務における周知を依頼 等

7 担 当

健康福祉部健康づくり課 電話 0547-34-3282（医療総務係）